

別表

沿道地域の指定

飯田市景観育成基準の 1 . 地域区分 (2) 沿道地域として指定する地域は次のとおりとする。

(2) 沿道地域	種類及び名称	区間
	(ア) 国道 153 号	国道 256 号との交差点 (飯田インター西) から市道 1 - 8 飯田下山線との交差点 (飯田市立病院) まで
	(イ) 国道 153 号	市道 304 号線との交差点 (高屋) から市道 2 - 63 高岡河原線との交差点 (座光寺高岡) まで